



# 市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「自治基本条例（案）」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方（対応）をご紹介します。条例案の全文は市のホームページからご覧ください。

【問い合わせ先】企画課（☎ 82-1130）

＊自治基本条例 とは .....

市民・議会・市が一緒になって知恵を出し合い、創意工夫しながらまちづくりを進めるための基本的なルールです。

<b>自治基本条例（案）</b>	【 担 当 課 】	企画課 ☎ 82-1130
	○ 公 募 期 間	12月1日(火)～28日(火)
	○ 意 見 の 件 数	11件
お寄せいただいた意見（概要）	市の考え方（対応）	
<p>自治基本条例の必要はない。第4条では、「市政運営の最高規範」とあるが、地方公共団体の組織および運営に関する地方自治法がある。条例案はスローガンと思われるものが多い。</p> <p>第2条では、地方自治法の有権者より広い範囲で市民が定義されており、かつ、第31条では住民投票の規定があるのは、市長による住民投票の乱用等諸問題があり慎重であるべきではないか。</p>	<p>これまで、まちづくりの仕組みやルールの基本事項について、その全体像を定める条例がありませんでした。この条例が制定されることにより、市民、議会、行政が共通の認識を持ってまちづくりに取り組むことが出来ると考えます。</p> <p>自治に関するさまざまな活動には、地方自治法上の住民の他に市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しました。</p> <p>地方自治の原則は、間接民主制であり、住民投票はそれを補完するものです。また、住民投票の結果に法的拘束力はなく、市議会や市長は、住民投票の結果を尊重しなければならないとされています。</p>	
<p>第11条に市民の権利と参加する権利を保障するため、市民の意見や要望を聞く機会の場を設ける条項が必要である。また、市長の責務として、協働のまちづくりに積極的に努めることを挿入すべきである。</p>	<p>市民の意見、要望等を聞く場を設けることについては、第21条に規定しています。また、協働のまちづくりの推進については、市長のみではなく、市全体のことであるため第23条、第26条、第27条、第29条で規定しました。</p>	